

(注1) 機構、無限責任組員及びその関係会社等である適格機関投資家を除く。

(注2) 本比率については、組合の第3事業年度末以降の毎事業年度末時点において充足されていること。

(注3) 中小企業とは独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条第1項各号に定義される中小企業者（以下「機構法中小企業者」という。）をいい、具体的には以下のいずれかに該当するものをいう。ただし、1社の中小企業以外の者（以下「大企業」という。）又はその役員から50%以上の出資を受けている中小企業者及び大企業又はその役員から100%の出資を受けている者（投資後に当該要件に該当しなくなることが明らかである場合を除く。以下「みなし大企業」という。）は含まない。

1. 卸売業を主たる事業として営む者にあつては、資本金若しくは出資の総額が1億円以下又は常時使用する従業員100人以下の会社及び個人
2. サービス業を主たる事業として営む者にあつては、資本金若しくは出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員が100人以下の会社及び個人。但し、ソフトウェア業又は情報処理サービス業については資本金若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員300人以下の会社及び個人、旅館業については資本金若しくは出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員200人以下の会社及び個人
3. 小売業を主たる事業として営む者にあつては、資本金若しくは出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員50人以下の会社及び個人
4. 製造業、建設業、運輸業その他の業種を主たる事業として営む者にあつては、資本金若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員300人以下の会社及び個人。但し、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）については、資本金若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員900人以下の会社及び個人
5. 企業組合
6. 協業組合
7. 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第1条第2項で定める組合及び連合会

(注4) 以下に掲げる者を指す。

1. 産業再生法認定事業者

「認定事業再構築事業者」、「認定経営資源再活用事業者」、「認定資源生産性革新事業者」、「認定事業革新設備導入事業者」、「認定中小企業承継事業再生事業者」

※認定基準等詳細は下記 URL の経済産業省資料を参照

(http://www.meti.go.jp/policy/business_infra/)

2. 事業再構築を実施することが特に必要なものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する事業者

①次のいずれかの割合が2.0%を超えている事業者

◆前年度の純損失の額／前年度の純資産の額

◆前年度前3年度～前年度の純損失の合計額／前年度の純資産の額

◆前年度の欠損の額／前年度の純資産の額

②前年度末の貸借対照表において債務超過である事業者

(注5) 以下に掲げる者を指す。

1. 投資実行時において中小企業再生支援協議会の支援による再生計画策定が完了した者
2. 中小企業再生支援協議会の策定支援を受けた再生計画に基づき、事業譲渡その他の方法により、前号に掲げる者から事業を承継する者

(注6) 以下に掲げる者を指す。

無限責任組合員が策定支援した再生計画に基づき、①から③までに掲げる者から事業を承継する者（事業を承継するために設立される株式会社又は①から③までに掲げる者の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令59号。）第8条第8項の関係会社をいう。）であって事業を承継する者をいう。）